

東海地震等に係る当取引所における対応の見直しについて

平成 18 年 3 月 29 日
株式会社名古屋証券取引所

項 目	内 容	備 考
1．趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、当取引所においては、東海地震に関連する情報が発表された場合及び東海地震を含む大規模地震が発生した場合には、円滑な売買取引に支障があると認める場合等を除き、平常どおり売買取引を行うことを原則としている。 ・しかしながら、東海地震は、現在わが国で唯一予知の可能性のある地震と言われており、当取引所は、地震防災対策強化地域に所在していることを踏まえると、人命の尊重及び混乱の回避を前提とした対応を図ることが重要であると考えられる。 ・したがって、東海地震に関連する情報のうち、<u>注意情報及び予知情報（警戒宣言）</u>が発表された場合の対応について、原則として、売買取引を臨時停止とするなど、対応の見直しを行うこととする。 	
2．方針及び理由 (1) 注意情報の発表 (2) 予知情報(警戒宣言)の発表	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>注意情報が発表された場合は、以下の理由により、原則として、売買取引を臨時停止する。</u> 予知情報（警戒宣言）が発表されると、交通機関の運行が中止されるため、社員及び家族の安全確保の観点から、運行中止前に社員を帰宅させることが最善であると考えため。 予知情報（警戒宣言）が発表されると、電話の輻輳なども想定されることから、<u>混乱を避けるためにも、注意情報の段階で臨時停止することが望ましいと考えるため。</u> ・<u>予知情報（警戒宣言）が発表された場合は、以下の理由により、可及的速やかに売買取引を臨時停止する。</u> 金融庁の事務ガイドラインにおいて、強化地域内における証券会社等の営業所は、警戒宣言が発せられた場合の窓口営業を停止するよう要請されているため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行では、以下の場合を除き、売買取引を平常どおり行うこととしている。 行政等による避難勧告・命令が発せられた場合 当取引所が必要と認めた場合 ・現行では、以下の場合を除き、売買取引を平常どおり行うこととしている。 行政等による避難勧告・命令が発せられた場合

項 目	内 容	備 考
	銀行等においても、一部のＡＴＭを除き窓口営業を停止することとしているため。	「数時間以内にマグニチュード 8 程度の大地震が発生し、震度 6 弱以上の揺れが発生するおそれがある」旨の警戒宣言が発令された場合 社員の出勤状況又は混乱状況等を踏まえ、当取引所が必要と認めた場合
<p>3 . 概要</p> <p>(1) 注意情報が発表されたとき</p> <p>(2) 予知情報(警戒宣言)が発表されたとき</p> <p>(3) 地震が発生することなく、注意情報又は予知情報(警戒宣言)が解除されたとき</p> <p>(4) 地震が発生したとき</p> <p>(5) 地震が発生した後、収束したとき(売買取引を停止している場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>原則として、売買取引を臨時停止</u>することとし、注意情報の発表時刻(立会中、立会終了間近、夜間等)に応じ、システムの運用状況も踏まえ、<u>投資者への周知に必要な時間等を勘案して停止時刻を決定</u>する。 ・ 注意情報の発表により、<u>既に売買取引を停止している場合は、停止を継続</u>する。 ・ <u>注意情報が発表されることなく予知情報(警戒宣言)が発表された場合は、可及的速やかに売買取引を臨時停止</u>する。 ・ <u>売買取引を再開</u>することとし、<u>投資者への周知に必要な時間等を勘案して再開日時を決定</u>する。 ・ 注意情報又は予知情報(警戒宣言)の発表により、<u>既に売買取引を停止している場合は、停止を継続</u>する。 ・ 突発的に地震が発生し、<u>当取引所が円滑な業務に支障がある又は支障の出るおそれがあると認めた場合は、売買取引を臨時停止</u>する。 ・ 当取引所が<u>円滑な業務に支障がないと認めた場合は、売買取引を再開</u>することとし、<u>投資者への周知に必要な時間等を勘案して再開日時を決定</u>する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所が、行政等による避難勧告・命令の対象となった場合も、原則として、売買取引を臨時停止することとする。 ・ 売買取引の臨時停止までに成立した約定は原則として有効、約定成立に至らなかった注文は無効とする。

項 目	内 容	備 考
4 . 実施時期等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年 5 月 1 日から実施する。 ・実施に向け、取引参加者及び投資者への周知を図るとともに、当取引所の「大規模地震対策マニュアル」等関連マニュアルの見直しを行う。 	

【参 考】

1．東海地震に関連する情報

(1) 観測情報

- ・東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合に発表される。
- ・以下の場合には、安心情報である旨を併せて明記して発表される。

観測情報を発表した後、東海地震のおそれなくなったと認められる場合
発生した地震が直ちに東海地震に関連性がないと判断できる場合

(2) 注意情報

- ・東海地震の前兆の可能性が高まったと認められた場合に発表される。
- ・東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合は解除される。

(3) 予知情報

- ・東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。(警戒宣言は、予知情報とほぼ同時に発表される。)
- ・東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合に解除される。

2．現行と見直し後の対応の比較

情報の種類	現行	見直し後
注意情報	・原則、平常どおり	・原則、売買取引臨時停止
予知情報（警戒宣言）	・原則、平常どおり	・可及的速やかに売買取引臨時停止
「数時間以内に大地震発生のおそれ」	・売買取引臨時停止	

3．業務規程（抜粋）

（売買立会の臨時停止、臨時挙行）

第4条 当取引所は、必要があると認めるときは、売買立会の全部若しくは一部を臨時に停止し又は臨時に挙行することができる。

（臨時停止、臨時挙行の通知）

第5条 当取引所は、臨時休業日、臨時半休日又は売買立会の臨時停止若しくは臨時挙行を定めたときは、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。

以 上